

生活困窮者相談支援事業「ゆめのは」要綱

この要綱は、救護施設旭寮（以下、「施設」とする。）が実施する生活困窮者相談支援事業「ゆめのは」（以下、「事業」とする。）の運営に関し、事業の支援を受ける方（以下、「利用者」という。）との間で必要な事項を定める。

（趣旨）

第1条 この要綱は介護保険制度、障害者総合支援制度などの様々な福祉サービスが提供されているなかで色々な理由で福祉サービスを利用できない方、または、自分の受けたい福祉サービスに法的な制度がないため生活上で支障をきたしている方に必要なサービスを提供することを目的とする。

（支援対象者）

第2条 この事業による対象者は次の方とする。

- （1）高齢世帯
- （2）障害者世帯
- （3）身障手帳（療育手帳、精神保健福祉手帳、身体障害者手帳等々）
- （4）その他施設で支援が必要と認めの方

（職員）

第3条 この事業を実施するために施設長は専任の相談員1名を配置する。

（支援事業）

第4条 この事業の支援対象事業は次のものとする。

- （1）生活相談
- （2）家事・買物支援
- （3）通院・その他の同行
- （4）健康相談
- （5）各種手続き支援
- （6）その他、施設と利用者との間で合意され、必要とされる支援（金銭管理を除く）

（支援事業の利用機関）

第5条 この事業の利用期間は1年間を限度とする。ただし、施設及び利用者間で支援の延長が必要と判断した時は、利用期間の延長はできるものとする。その際、利用者は支援対象認定期間延長申込書（第4号様式）を施設長あて提出することとする。施設長は支援の延長を認めた場合には、支援対象認定期間延長決定通知書（第5号様式）を利用者あて発行する

(支援対象者の決定)

第6条 この事業の利用を希望する方（以下、「利用希望者」いう。）は、あらかじめ、支援対象認定申込書を（第1号様式）を救護施設旭寮施設長（以下、「施設長」という。）に提出して、この事業の対象者（以下、「支援対象者」という。）として認定されなければならない。

2 施設長は前項の規定に基づき支援利用希望者から支援対象認定申込書の受けた場合、施設長、相談員との間で認定審査を行い、その結果を利用希望者に通知しなければならない。

3 前項の通知は、支援対象認定結果通知書（第2号様式）をもって行うものとする。

4 施設長は、次の各号に該当する場合は、支援対象者として認定しないことができる。

(1) 公的なサービスが提供がうけられるもの

(2) 支援事業の中での対応が困難なもの

(3) 金銭管理を必要とするもの

(4) その他施設で支援困難と判断したもの

(契約の締結)

第7条 この事業による支援が決定した時には、施設長と支援対象者との間で、契約書（第3号様式）を締結する。

(サービス開始)

第8条 契約締結をもってサービスを開始する。ただし緊急を要する場合はその限りではない。

(利用料金)

第9条 この事業に係る利用料金は、支援対象者からは徴収しない。

(支援契約の解除)

第10条 この事業では次のような事由が生じた場合、施設長は利用期間終了前であっても支援対象者との間で支援契約を解除することができる。支援契約を解除した場合には支援契約解除通知書（第6号様式）発行する。

(1) 支援対象者からの支援契約解除の申し出があった場合

(2) 施設で事業の継続が不要と判断した場合